

一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、適正な計量の実施を確保し、本県の経済の発展及び文化の向上に寄与するため、一般社団法人埼玉県計量協会（以下「計量協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、計量協会の目的達成のために行う事業に要する費用のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、知事が別に定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第2項に掲げる書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金概算払請求書の様式)

第6条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(報告書の様式)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(報告書の提出期限)

第8条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は中止の場合を含む。）後2ヶ月以内とする。

(補助金の確定通知)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号により行う。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠の書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属す

る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度の補助金から適用する。

別 表

補助対象経費

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の対象
1 事業費	(1) 普及啓発費	ア 謝 金 イ 旅 費 ウ 備 品 消 耗 品 費 エ 印 刷 製 本 費 オ 通 信 費 カ 借 料 損 料

様式第 1 号

一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所 在 地
団 体 名
代表者名

下記により一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目 的
- 2 補助金交付申請額
- 3 添 付 書 類
 - (1) 年度事業計画並びに収支予算書
 - (2) 定 款
- 4 その他の参考資料

様式第2号

一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人埼玉県計量協会
会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払いとする。
- 3 条 件

- (1) この補助金は、貴協会が行う事業目的のために直接要する経費に対する補助であって、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、知事の要求があるときは、補助事業の遂行の状況について書面をもって報告しなければならない。

様式第3号

一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助金交付請求書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金については、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付請求金額 金 円
- 2 債権者コード

様式第4号

一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
標記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条
の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

- | | 記 |
|-----------------|---------------------------|
| 1 補助事業の名称 | 令和 年度一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助事業 |
| 2 補助事業交付決定金額 | 金 円 |
| 3 補助事業の実施期間 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで |
| 4 補助事業の成果 | 別紙のとおり |
| 5 補助事業に関する収支決算書 | 別紙のとおり |

様式第 5 号

一般社団法人埼玉県計量協会事業費補助金確定通知

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人埼玉県計量協会
会長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を行った補助金については、下記のとおり額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

補助金の額 金 円

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所 在 地：

事 業 者 名：

代表者職・氏名：